

(様式1)

丹 施 建 第 4 号

平成 29 年 4 月 19 日

文部科学大臣 殿

設置者名

丹波市長 谷口 進



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

丹波市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度～平成31年度

(担当)

丹波市建設部施設建築課

住所： 兵庫県丹波市氷上町成松字
甲賀1番地

電話： 0795-88-5025 (直通)

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

建築後30年以上を経過した小・中学校施設が全体の59.4%を占め、老朽化の進行が深刻な状況となっており、これら施設が今後更新時期を迎える中、安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題となっている。経年劣化した建物や設備について単に建築時の状態に復すだけでなく、現代の社会的ニーズに応じた施設へと整備を進める。特に老朽化の激しい春日部小学校屋内運動場並びに柏原中学校校舎及び柔剣道場についてはそれぞれ全面改修を行う。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

本市の小・中学校施設の耐震化工事は平成24年度をもって完了していたところであるが、耐震改修促進法の改正に伴い新たに耐震化を図る必要が生じた崇広小学校渡り廊下棟について、児童等が安心して学べる安全な施設環境を確保するため早急に構造体の耐震補強を行う。
加えて、非構造部材の耐震対策として、社会体育施設である青垣住民センター体育館の天井等の耐震化を行い、有事の際の安全な避難所としての機能を確保するため整備を進める。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

対象事業なし

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

上記(1)老朽化対策と合わせてトイレ整備を実施し、教育環境の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

対象事業なし

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|-----------------------------------|---------|-------|
| 小学校 | | 22 校 |
| 中学校 | | 7 校 |
| 義務教育学校 | | 0 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 0 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む) | | 2 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 0 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む) | | 0 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 0 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 0 箇所 |
| | 共同調理場 | 4 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 28 箇所 |
| | 学校武道場 | 4 箇所 |
| | 社会体育施設 | 8 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|-------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 無し | |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 無し | |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

| |
|---|
| <p>計画の初年度に、庁内において5の目標の達成度合いを計測するための指標等を検討し、計画期間経過後にその指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果を丹波市の広報誌等により住民に周知する。</p> |
|---|

